

●香川県選挙管理委員会告示第86号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定により不在者投票を行うことができる施設として指定した社会福祉法人柀会特別養護老人ホームたちばな荘について、平成28年9月1日その指定を取り消したので、平成19年香川県選挙管理委員会告示第13号（不在者投票を行うことができる施設として指定した施設）の一部を次のように改正する。

平成28年9月9日

香川県選挙管理委員会委員長 白 井 敏 雅

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
1・2 略			1・2 略		
3 老人ホーム			3 老人ホーム		
名 称	所 在 地	指定年月日	名 称	所 在 地	指定年月日
略			略		
社会福祉法人燦々会 特別養護老人ホームさんさん荘	略		社会福祉法人燦々会 特別養護老人ホームさんさん荘	略	
社会福祉法人大寿庵 特別養護老人ホーム大寿苑	略		社会福祉法人柀会特別養護 老人ホームたちばな荘	高松市国分寺町新名 2081-2	平成9年7月29 日
略			社会福祉法人大寿庵 特別養護老人ホーム大寿苑	略	
略			略		
4・5 略			4・5 略		